

枚方市議会定例会議案書  
(令和5年9月定例会)  
(追加)

目 次

報告第18号	専決事項の報告について	…	1
	専決第10号 損害賠償の額を定めることについて	…	2



報告第18号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）10月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（1件）

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）9月25日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 53,680円

2. 賠償の相手方 枚方市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年7月8日午後1時00分ごろ、市立東香里中学校のグラウンドにおいて、同校生徒が野球のバッティング練習をしていた際、打球が防球ネットを超え、同校に隣接する枚方市在住者所有の家屋にあたり、同家屋の雨戸が破損した事故である。

4. 和解の内容

(1) 本件事故に関しては、本市は相手方に対して、賠償金として、金53,680円を支払う。

(2) (1)の賠償金については、本市は専決処分を経た日以降、速やかに支払うものとする。

なお、本件事故に関し、上記の賠償金以外には、本市と相手方との間において何らの債権、債務のないことを確認する。

